

八代市地域公共交通会議委員の推薦について

本市では、生活交通の確保・維持及び行政負担の少ない効率的な公共交通体系のあり方を検討するため、「八代市地域公共交通会議」を設置しバス路線や乗合タクシーの運行内容の見直し等について協議を行って参りました。前委員の任期が平成25年8月31日をもって終了したことから、各地域より委員1名の推薦をお願いいたします。

～地域公共交通会議とは～

ア. 設置の目的

地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上を目的とする。

イ. 協議会の役割（位置づけ）

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に位置づけられており、地方公共団体が主宰者となり地域の関係者により、地域の交通体系の構築について協議を行なう。

ウ. 構成員の主な役割

主催する市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・ 地域の公共交通に関する課題への対応と地域ニーズの把握
交通事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の視点に立った、地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・ 地域の公共交通を支えるといった視点から主体として参画
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ・ 地域の公共交通のあり方に関する指導
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件及び労働環境からの意見・提言
道路管理者・警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の合意形成を図る上での助言

エ. 協議内容

- ① 運行の態様（地域の実情に応じた運行・バス路線の再編）
- ② 運賃及び料金
- ③ 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
- ④ 運行計画
- ⑤ 路線又は営業区域の休廃止等
- ⑥ その他必要と認められる措置

オ. 任期

委嘱の日より2年間

カ. その他

- ①会議の開催は年3回程度を予定 ※2時間程度
- ②八代市報酬及び費用弁償条例により委員報酬（5,900円/1回）及び費用弁償を支給
- ③推薦期限：平成25年11月29日（金）
- ④平成24年度の主な協議事項等
（会議開催状況：会議開催 2回、文書協議 1回）
【路線バス関係】
 - ・「松橋線」、「君ヶ淵線」、「東町線」の運行時刻変更
 - ・「君ヶ淵線」、「種山線」の延伸及び運賃・便数・運行時刻の設定について**【乗合タクシー関係】**
 - ・「百済来～坂本線」の運行時刻・運行ルートの変更について
 - ・「河俣～種山線」停留所の新設・運行ルート変更について
 - ・「落合～種山線」「岩奥～落合線」の停留所の一部変更について
 - ・「新里～種山線」の休止について**【その他報告】**
 - ・バス路線再編後の利用者数及び補助金額の推移
- ⑤今後の主な協議事項（予定）
 - ・「地域公共交通調査事業」（国庫補助事業）を活用した「地域公共交通総合連携計画」策定に係る協議
 - ・路線バス、乗合タクシーの運行内容見直しに係る協議

八代市地域公共交通会議委員名簿 (H23.9.1～H25.8.31)

道路運送法施行規則第9条の3の規定		団体名	役職	氏名
地域公共交通会議を主催する市	1	八代市	副市長	上野 美麿
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	2	産交バス(株)	八代営業所長	谷本 正己
	3	(株)麻生交通	代表取締役	麻生 伸一
	4	社団法人 熊本県バス協会	専務理事	新居 唯一
	5	社団法人 熊本県タクシー協会	専務理事	吉田 光義
	6	(有)神園交通	代表取締役	神園 喜八郎
	住民又は旅客	7	八代市市政協力員協議会	会長
8		八代市地域婦人会連絡協議会	会長	山中 タミ子
9		八代市老人クラブ連合会	会長	米田 常男
10		千丁地区	代表者	岩田 豊
11		鏡地区	代表者	堀 明
12		坂本地区	代表者	松野 良一
13		東陽地区	代表者	後村 新一
14		泉地区	代表者	本山 幸人
地方運輸局長	15	九州運輸局 熊本運輸支局	首席運輸企画 専門官	桑島 隆一
一般旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者が組織する団体	16	全九州産業交通労働組合	書記長	貢 博之
道路管理者	17	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所 八代維持出張所	所長	山下 正昭
	18	熊本県八代地域振興局土木部	維持管理課長	杉山 弘之
	19	八代市建設部土木管理課	課長	鶴山 信一
熊本県警察	20	八代警察署	交通第一課長	永井 一行
	21	氷川警察署	地域交通課長	近藤 大志
学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められるもの	22	熊本高等専門学校	准教授	橋本 淳也
	23	熊本県企画振興部交通政策課	審議員	財津 和宏
	24	氷川町	総務課長	河崎 澄男
	25	八代市企画戦略部	部長	坂本 正治

○八代市地域公共交通会議設置要綱

平成 21 年 3 月 27 日

告示第 34 号

(設置)

第 1 条 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うため、本市に道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 9 条の 2に規定する地域公共交通会議を設置する。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (2) 市町村運営有償運送 道路運送法施行規則第 49 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送をいう。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者 法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者 法第 8 条第 4 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

(名称)

第 3 条 地域公共交通会議の名称は、八代市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)とする。

(所掌事務)

第 4 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 5 条 交通会議は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 市長又は市長が職員のうちから指名するもの
- (2) 次に掲げる者のうちから市長が委員に委嘱するもの

ア 本市において一定規模の旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者

イ 本市において一定規模の旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者を代表する者

ウ 本市において一定規模の旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者

エ アの事業者が属する一般乗合旅客自動車運送事業者の団体を代表する者

オ イの事業者が属する一般貸切旅客自動車運送事業者の団体を代表する者

カ ウの事業者が属する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体を代表する者

キ 住民を代表する者

ク 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員

ケ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者

コ 道路管理者の関係職員

サ 熊本県警察の関係職員

シ 学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者

(委員の任期)

第6条 前条第2号の規定により委嘱された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長等)

第7条 交通会議に会長を置き、第5条第1号に掲げる委員をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(協議結果の取扱い)

第9条 会長は、交通会議において協議が調った事項について、関係者に対しその結果を通知し、所要の措置を講ずることを求めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、企画戦略部企画政策課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第27号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。